

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (寄付金税額控除) 第 34 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第49号)第46条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業_____ _____ _____ _____の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の 2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用す	○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (寄付金税額控除) 第 34 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の 7 第 2 項_____に定めるところにより計算した金額とする。 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第49号)第46条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第 1 項第 1 号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第 9 条第 1 項又は第11条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年)法律第130号)第11条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第 1 項第 1 号イの事業を含む。)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の 2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第 1 項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用す

改正後	改正前
るもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6～7 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2～3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業_____ _____ _____の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）	るもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6～7 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2～3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業<u>（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）</u>の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）

改正後	改正前
の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者等とみなして、特別土地保有税を課する。	の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者等とみなして、特別土地保有税を課する。
5～6 略	5～6 略
(延滞金の割合等の特例)	(延滞金の割合等の特例)
第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項_____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ</u>	第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>
_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	_____とする。
2 当分の間、第52条に規定する延滞金の<u>年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u>	
(納期限の延長に係る延滞金の特例)	(納期限の延長に係る延滞金の特例)
第4条 当分の間、日本銀行法(<u>平成9年法律第89号</u>)第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定	第4条 当分の間、日本銀行法_____第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定

改正後	改正前
められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。	められる日の前日までの期間（以下この項 において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条 の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。
2 略 （公益法人等に係る町民税課税の特例） 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る	2 略 （公益法人等に係る町民税課税の特例） 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る

改正後	改正前
財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合 3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」と	財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。 第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u> に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。） (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合 3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」と

改正後	改正前
あるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 （寄付金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u>までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長等</u>の特例） 第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	あるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。 （寄付金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項_____に定めるところにより計算した金額とする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで<u>又は第37条の9の2から第37条の9の5</u>までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>の特例） 第22条の2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29</u>

改正後			改正前
(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。			号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、<u>当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)</u>をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「<u>租税特別措置法第31条第1項</u>」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「<u>第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>」と、附則第17条の3第1項中「<u>租税特別措置法第31条の3第1項</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「<u>第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>」と、「同法第32条第1項」とあるのは「<u>租税特別措置法第32条第1項</u>」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。
附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)	
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項	
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)	
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6	

改正後				改正前	
	<u>31条の3 第1項</u>	<u>第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>			
<u>附則第18条 第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>			
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>			
<u>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u>					

改正後	改正前
3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条</u>の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、<u>これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）</u>に限り、適用する。 （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、<u>「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される<u>法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。	2 <u>前項の規定は、同項</u>の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、<u>前項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、<u>「法附則第5条の4の2第5項」</u>とあるのは「<u>法附則第45条第3項</u>の規定により読み替えて適用される<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

改正後	改正前
2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は <u>第13条の2第1項から第6項</u> までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「 <u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u> 」と、附則第7条の3の2第1項中「 <u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> 」とあるのは「 <u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> 」とする。	2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は <u>第13条の2第1項から第5項</u> までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「 <u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u> 」と、附則第7条の3の2第1項中「 <u>法附則第5条の4の2第5項</u> 」とあるのは「 <u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u> 」とする。